

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の申請に際し  
原価計算書を省略できる場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年9月30日

四国運輸局長 宮村 弘明

### 記

1. 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。
2. 運賃適用地域において、既に定着している定額運賃である場合。
3. 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可申請の場合。  
ただし、提供される介護サービス等の内容と比較して、運賃の額が著しく低額でもつばら名目的なものにすぎないと認められるものを除く。

### 附 則

1. 本公示は、平成21年10月1日以降申請のあったものから適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の申請に際し原価計算書を省略できる場合について」（平成16年9月30日付四運自公第23号）は、平成21年9月30日限り廃止する。